一般社団法人 市民風力発電おおま

定款

平成 16 年 7 月 10 日作成 平成 16 年 7 月 26 日公証人認証 平成 16 年 7 月 28 日法人成立 平成 19 年 3 月 29 日改訂

一般社団法人 市民風力発電おおま

定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 市民風力発電おおま と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を青森県八戸市根城九丁目22番18号 に置く。 (目的)

- 第3条 当法人は、地球環境を大切にすることにより人間と自然との共生を目指し、 資源循環型社会の実現と市民の絆によって結び付けられた地域の自立と発 展を図る事を目的とすると共に、その目的に資するため大間地区に市民風力 発電所を設置し次の事業を行う。
 - 1. 風力発雷事業
 - 2. 再生可能な自然エネルギーの普及・啓発及び環境教育に関する事業
 - 3. 再生可能な自然エネルギー・資源を活用した地域の自立と発展に関する事業
 - 4. 前各号の事業に附帯する事業

第2章 基 金

(基金の種類)

第4条 当法人の基金は、普通基金とサポーター基金(優先基金)の二種類とする。 サポーター基金(優先基金)とは、基金の返還に際し、普通基金に優先して 受け取ることのできる基金のことをいう。

(基金の総額)

第5条 当法人の基金の総額は、金2,000万円とする。

(公告の方法)

第6条 当法人の公告は、当社の掲示場に掲示する。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 拠出された基金は、原則として当法人解散までは返還しない。 但し、定時社員総会の決定に基づき、同額の代替基金が積み立てられる場合はこの限りではない。

(名義変更及び譲渡)

第8条 基金の拠出者の名義変更及び基金返還請求権を第三者に譲渡する場合は、 事前に理事会の承認を得るものとする。

(基金返還の手続き)

第9条 基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を 経た後、理事が決定したところに従って返還する。

但し、サポーター基金(協力社員の拠出した基金)を返還した後に普通基金を返還するものとする。

第3章 社 員

(入社)

- 第10条 当法人の目的に賛同し、普通基金を拠出したもののうち当法人所定の様式 による申し込みをし、代表理事の承認を得たものは社員となることができる。
 - 2 当法人の目的に賛同し、サポーター基金(優先基金)を拠出したもの及び普通基金を拠出したもののうち社員にならないものは協力社員(サポーター)となることができる。
 - 3 ここでいう協力社員(サポーター)は中間法人法(平成13年法律第49号) 上の社員に当たらず、総会に出席できるが議決権は有しない。

(経費の負担)

- 第11条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を 負うものとする。
 - 2 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする

(退社)

- 第12条 社員はいつでも退社する事ができる。ただし、1ヶ月以前に当法人にたい して、予め退社の予告をするものとする。
 - 2 前項の場合のほか、計員は次に掲げる事由により退計する。
 - (1)総社員の同意
 - (2) 死亡又は解散
 - (3)除名

(除名)

第13条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第14条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第15条 社員の氏名又は名称及び住所

プライバシー保護のため、省略いたします。

第4章 社員総会

(社員総会)

第16条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は5月これを 開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第17条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催するものとする。

(招集)

- 第18条 社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。
 - 2 社員総会の招集は、理事の過半数で決する。

(涌知)

第19条 社員総会を招集するには、会日より5日前までに各社員に対して、その通知を発するものとする。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権 の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(決議権)

第21条 各社員は、各一個の議決権を有する。

(議長)

第22条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるとき は、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及び その結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとす る。

第5章 理事及び監事

(員数)

第24条 当法人には理事3名以上5名以内及び監事1名以上2名以内を置く。

(資格)

第25条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員外の者から選任する事を妨げない。

(任期)

- 第26条 理事の任期は、就任後2年以内の最後の事業年度に関する定時社員総会終 結のときまでとする。監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度関す る定時社員総会終結のときまでとする。
 - 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任され た理事の任期は、前任者又は他の在任理事の残存期間と同一とする。
 - 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、 前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

- 第27条 当法人には、代表理事1名を置き、理事の互選によりこれを定める。
 - 2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

(理事及び監事の報酬)

第28条 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(決議事項)

- 第30条 理事会は、法令及びこの定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - (1) 社員総会の付議すべき事項
 - (2) 社員総会の決議した事項の執行に関する事項
 - (3) その他、当法人の業務の執行に関する事項

(理事会)

- 第31条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1)代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 理事の内3分の1以上から理事会の目的たる事項及び招集の 理由を記載した書面により理事会開催の請求があったとき
 - (3) 監事から招集請求があったとき

(招集)

- 第32条 理事会は、代表理事がこれを招集する。
 - 2 代表理事は、前条の規定により理事会の請求があった場合は、その日から、14日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれを行う。

(理事会の成立)

第34条 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

(決議の方法)

第35条 理事会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は 議長の決するところによる。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席理事がこれに記名押印するものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 解 散

(解散の事由)

- 第38条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 社員総会の決議
 - (2) 法人の合併
 - (3) 社員が一人になったとき
 - (4) 法人の解散破産
 - (5) 解散を命ずる裁判

(法人の継続)

- 第39条 前条第1号の場合においては、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。
 - 2 前条第3号の場合の場合において、新たに社員を入社させて法人を継続することができる。

(解散登記後の継続)

第40条 当法人は、解散の登記をした後であっても、前条の規定に従って、法人を 継続することができる。

(合併)

第41条 当法人を合併するには、社員総会の承認がなければならない。

第9章 清 算

(清算方法)

- 第42条 当法人の解散の場合における法人財産の処分方法は、社員総会の決議をもってこれを定める。ただし、中間法人法の規定により、理事又はその選任した者において清算することを妨げない。
 - 2 清算人の選任及び解任は、社員総会の決議をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

- 第43条 当法人の残余財産の帰属は、社員総会の決議によりこれを定める。
 - 2 基金の拠出割合にしたがって残余財産の分配額を算出するものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成17年4月30日までとする。

(最初の理事及び監事の任期)

第45条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、就任後1年以内の最後の事業年度 に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に規定の無い事項は、すべて中間法人法その他の法令によるものとする。

附則

第1条 この定款は平成21年5月30日から施行する。

以上有限責任中間法人市民風力発電おおまの定款を修正し、社員がこれに記名押 印する。

平成19年3月29日

社員 上田武男

社員 蛯名義 一

社員 嵯峨清信

社 員 佐々木 忠 蔵

社員 佐藤正毅

社 員 澤 口 五十吉

社員 塩崎俊一

社員 富岡敏夫

社員 中村由佳

社員 橋場康悦

社員 早狩 進

社員 阿部宗男

社員 中村幸夫

社 員 播 磨 進